

[島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要 Vol. 52 99～110 (2014)]

栄養士・管理栄養士の社会的ニーズについての調査報告 第2報

— 島根県における採用状況 —

名和田 清子 直 良 博 之 赤 浦 和 之
籠 橋 有紀子 石 田 千津恵 川 谷 真由美
小 柏 道子 水 珠 子 安 藤 彰 朗
(健康栄養学科)

A survey of the social needs for dietitian and registered dietitian in Shimane prefecture The second report
— The employment situation in Shimane prefecture —

Kiyoko NAWATA, Hiroyuki NAORA, Kazuyuki AKAURA, Yukiko KAGOHASHI, Chizue ISHIDA,
Mayumi KAWATANI, Michiko KOGASHIWA, Tamako MIZU, Akiro ANDO

キーワード：栄養士、管理栄養士、社会的ニーズ

Dietitian, Registered dietitian, Social needs, employment

1. はじめに

日本人の食生活は、戦後の食糧難の時代から、高度成長期を経て、飽食と多様化の時代へと、戦後50年で激変した。近年では、少子高齢化の到来と共に、食生活の乱れや生活習慣病の増加、高齢者の低栄養等、栄養・食生活の問題が山積し、その対策が喫緊の課題となっている。このような背景の中、1997年には、「21世紀の栄養・食生活のあり方検討会」が開催され、21世紀における健康・栄養政策の基本的な考え方が示された¹⁾。さらに、1998年には、「21世紀の管理栄養士等養成のあり方検討会」が開催され²⁾、2000年には栄養士法の一部改正が行なわれ、栄養士・管理栄養士制度が大きく変革した。

健康増進法の制定、食育基本法の制定、栄養教諭制度の創設、介護保険制度や診療報酬の改定と、現

在も、栄養士・管理栄養士を取り巻く社会環境は変化し、求められる役割や業務内容は変わりつつある。栄養士・管理栄養士の養成はどのようにあるべきか。2000年の栄養士法の改正に伴い、栄養士・管理栄養士の教育課程編成基準は大幅に改正され、現在、栄養士・管理栄養士養成施設は、この基準に基づいて養成を行っている。しかしながら一方では、栄養士・管理栄養士の養成のあり方については、現在も検討が重ねられている。特定非営利活動法人日本栄養改善学会は、2003年から、現在はもちろん、今後想定される社会的要請や管理栄養士が果たすべき役割を踏まえ、管理栄養士が活躍する様々な場において必要とされる学習内容をモデルコアカリキュラムとして作成する作業に着手している。さらに、管理栄養士国家試験は2005年から新しいカリキュラムに基づ

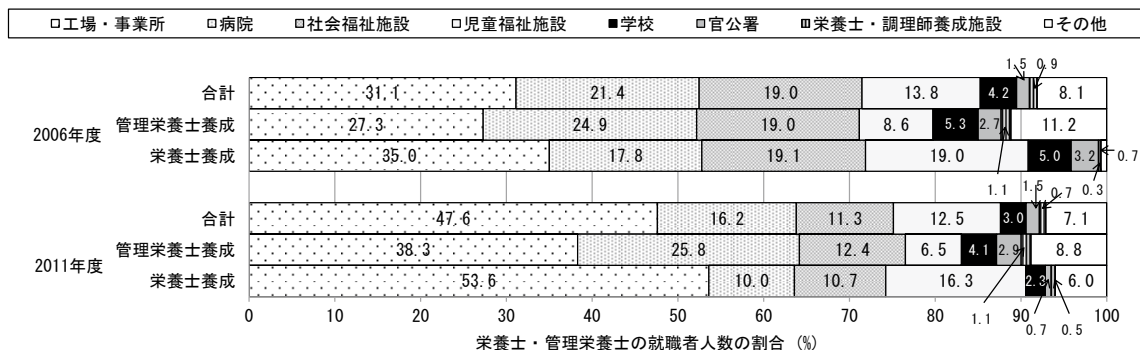
く国家試験ガイドラインで実施されてきたが、2010年には管理栄養士国家試験出題基準改定検討会が設置され、出題基準の見直しが行われた。栄養士においても、社団法人全国栄養士養成施設協会が栄養士の資質向上のため実施している協会認定栄養士実力試験の出題基準等について見直しが始められた。

養成課程において、栄養士・管理栄養士にどのような知識と技術を身につけさせる必要があるのか。その内容は、卒業後の就職先によっても異なる。社団法人栄養士養成施設協会の就職実態調査^{3), 4)}によると、栄養士・管理栄養士養成施設を卒業した者の主な就職先は、栄養士・管理栄養士共に、工場・事業所(給食委託会社を含む)が最も多く、約半数を占めている。続いて、栄養士養成課程では、児童福祉施設、社会福祉施設、病院が、管理栄養士養成課程では、病院、社会福祉施設が多い(図1)。病院や高齢者福祉施設では、診療報酬、介護保険制度が改定され、管理栄養士による栄養ケア・マネジメント等の栄養管理が重視されるようになり、管理栄養士の採用が増加している。また、2002年に健康増進法が公布され、「医学的管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設、それ以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給する施設には管理栄養士を置かなければならない。」と、

特定給食施設におけるこれまで努力規定であった管理栄養士の配置規定が必置規定に変わり(表1)、この事は、管理栄養士が栄養士と異なる立場で採用される一つの法的根拠となっている。一方、栄養士においては関係する配置規定の変更はほとんどなく、従前から、給食を提供する上での必置規定が多い(表1、表2)。

近年、栄養士・管理栄養士養成施設を卒業し、栄養士・管理栄養士業務に就業する者の割合は年々増加している[栄養士養成課程:2006年度48.7%(6157人)対2011年度55.6%(5340人)、管理栄養士養成課程:56.1%(3985人)対61.3%(5387人)]。

我々は、島根県唯一の栄養士養成施設として、どのような栄養士・管理栄養士を育て、社会に送りだすべきかを検討する事を目的に、2010年度に、島根県における栄養士・管理栄養士の社会的ニーズについて調査を行い報告した⁵⁾。この調査の結果、島根県においては、高校生及び地域住民には、栄養士・管理栄養士の違いが充分認知されていない事、しかしながら一方では、病院や診療所では、ほとんどの施設が管理栄養士のみを雇用しており、栄養士、管理栄養士の必置義務のない保育所においても、近年では、管理栄養士の採用が増加傾向にある事が明らかとなった。さらに、卒業後、栄養士業務に従事している卒業生では、スキルアップのため、管理栄養士免許の取得を希望している者が多く、島根県における、栄養士・管理栄養士のニーズは変わりつつあ



(社団法人全国栄養士養成施設協会就職実態調査)

図1. 全国の栄養士・管理栄養士の就職状況

表1. 特定給食施設の栄養士・管理栄養士の配置規定

事業所種別	配置規定法令	職種	配置規定の概要
特定給食施設	健康増進法・同法施行規則	栄養士又は管理栄養士	①1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
		努力	
		管理栄養士	②1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設
		必置	①医学的管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設
			②①以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給する施設

表2. 栄養士・管理栄養士の配置規定

事業所種別	配置規定法令	職種	配置規定の概要
事業所・寄宿舎等	労働基準法	栄養士	必置 1回300食以上の給食
	労働安全衛生規則	栄養士	努力 1回100食以上又は1日250食以上の給食
病院	医療法施行規則	栄養士	必置 病床数100以上1人以上
		管理栄養士	特定機能病院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、経費老人ホーム		1人以上（入所定員40人を超えない施設：他の社会福祉施設等の栄養士と連携可）
	老人福祉法	栄養士	必置 1人以上（入所定員50人を超えない施設：併設する特別養護老人ホームの栄養士と連携可）
	都市型経費老人ホーム		努力 1人以上（サービスに支障がない場合は置かない事ができる。）
介護保健施設	指定介護老人福祉施設	栄養士	努力 1人以上（入所定員40人を超えない施設：他の社会福祉施設等の栄養士と連携可）
	介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	必置 入所定員100以上で1人以上
児童福祉施設	乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設	児童福祉法	必置 （乳児院：乳児10人未満の乳児院を除く。） （乳児院以外：児童40人以下の施設では置かない事ができる。）
	医療型障害児入所施設		病院に準じる。
	情緒障害児短期治療施設		必置
学校給食	学校給食法	栄養教諭又は栄養士	必置 学校給食栄養管理者
	公立義務教育諸学校の学級編成等の標準に関する法律	栄養教諭等	必置 単独実施校（生徒数550人以上は1人以上、549人以下は4校に1人、学校数が3以下かつ、いずれも生徒数549人以下の市町村は1人）、共同調理場（生徒数6001人以上は3人、1501～6000人は2人、1500人以下は1人）、特別支援学校は1人
保健所	地域保健法施行令	管理栄養士又は栄養士	地方公共団体の長が必要と認める場合
	健康増進法	管理栄養士	栄養指導員（医師又は管理栄養士）
栄養士養成施設	栄養士養成施設指導要領について	管理栄養士	必置 専任助手3人の内2人以上、栄養の指導及び給食の運営を担当する専任教員の内、それぞれ1人以上は管理栄養士又は同等の知識及び経験を有する者
管理栄養士養成施設	管理栄養士学校指定規則	管理栄養士	必置 専任助手5人の内3人以上、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任教員の内、それぞれ1人以上は管理栄養士又は同等の知識及び経験を有する者
調理師養成施設	調理師法	栄養士又は管理栄養士	必置 栄養学（医師又は管理栄養士又は栄養士）、食品学（大学で食品学を修めた者又は栄養士）、調理理論（大学等で調理理論を修めた者又は栄養士）
救護施設・更生施設	生活保護法	栄養士	必置

る事が推測された。

今回我々は、島根県での栄養士・管理栄養士の採用状況について再調査を行い、前報の結果と比較検討し、島根県における栄養士・管理栄養士の社会的ニーズの変化から、今後の本学における養成のあり

方について検討を行った。

[用語の定義]

管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態

等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う事を業とする者をいう⁶⁾。

栄養士とは都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者をいう⁶⁾。

栄養教諭とは栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員をいう。

2. 方法

1) 調査対象と方法

調査対象は、島根県内の病院53施設、診療所21施設、高齢者福祉施設96施設、児童福祉施設287施設（内、保育所273施設）、食品関連企業10社、中国地区に営業所を有する給食委託会社18社の計485施設とした。回収数は485施設中288施設（59.4%）であった。比較対象として、病院、診療所、高齢者福祉施

設、児童福祉施設については、前報の2010年度調査結果⁵⁾を使用した。なお、給食委託会社については、調査内容が異なるため、2010年度調査結果は用いなかった。対象及び回収数の内訳を表3に示す。

調査は2013年9月に行った。郵送により自記式の質問紙を送付し、郵送にて回収した。

調査内容は、栄養士及び管理栄養士の現在の雇用状況、採用実績、今後の採用予定、今後の教育課程のあり方について等、全6項目とした。

2) 分析方法

未回答を含む、全ての回答を分析対象とし、質問項目ごとに記述統計量と割合を求めた。

集計は統計解析ソフトPASW Statistics 17（SPSS社）を用いて行った。

3. 結果

1) 栄養士及び管理栄養士の雇用状況について

現在の雇用状況を図2に示す。病院、診療所、高齢者福祉施設、児童福祉施設で栄養士又は管理栄養士のどちらか、又はその両方を雇用している施設は、

表3. 調査対象の内訳

事業所種別	2013年度			2010年度			
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率	
病院	53	41	77.4	54	42	80.8	
診療所	21	11	52.4	23	12	52.2	
高齢者福祉施設	96	65	67.7	115	76	66.1	
児童福祉施設	保育所以外	14	4	28.6	16	8	50.0
	保育所	273	153	56.0	277	163	58.8
小計	457	274	60.0	485	301	62.1	
食品関連企業*	10	5	50.0	-	-	-	
給食委託会社**	18	9	50.0	-	-	-	
全体	485	288	59.4	-	-	-	

* 平成2010年度は、食品関連企業については調査を実施していない。

** 給食委託会社については、2010年度と2013年度の調査内容が異なるため、2010年度調査結果は使用しなかった。

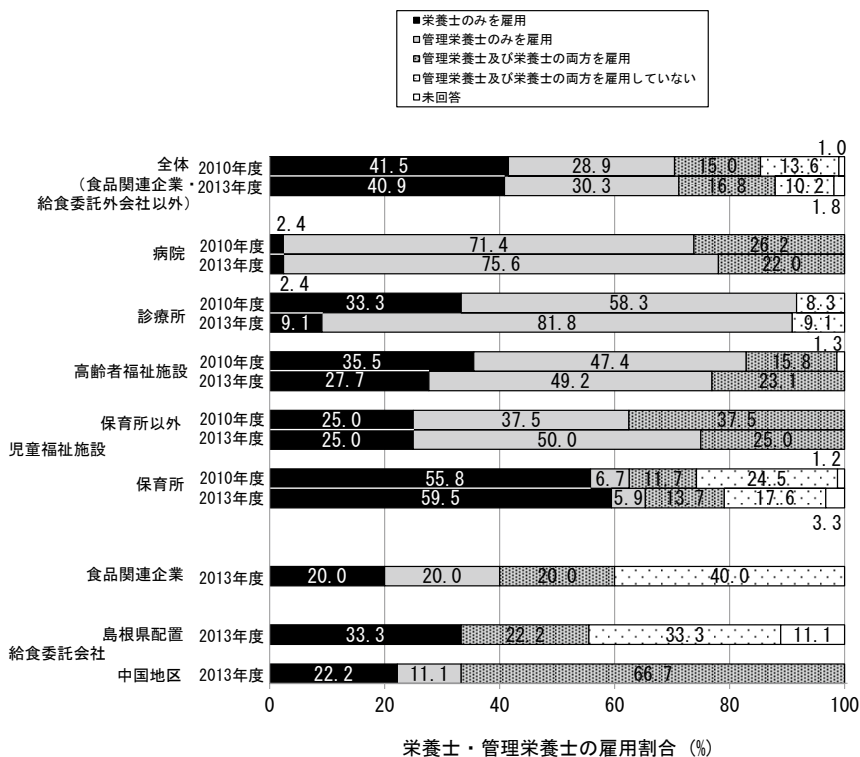


図2. 栄養士及び管理栄養士の雇用の状況

2010年度、301施設中257施設（85.4%）、2013年度、274施設中241施設（88.0%）、栄養士も管理栄養士も雇用していない施設は2010年度、301施設中41施設（13.6%）、2013年度、274施設中28施設（10.2%）と、栄養士・管理栄養士を雇用している施設の割合は増加傾向にあった。栄養士・管理栄養士を雇用していない施設は、保育所、食品関連企業で多く、病院、高齢者福祉施設、保育所以外の児童福祉施設では、すべての施設が、栄養士又は管理栄養士を雇用していた。栄養士を雇用している施設は、2010年度では170施設（56.5%）、2013年度は158施設（57.7%）と栄養士を雇用している施設の割合に変化は認められなかった。管理栄養士を雇用している施設の割合は2010年度132施設（43.9%）に対し、2013年度は129施設（47.1%）と増加傾向にあった。栄養士・管理栄養士の内訳については、保育所・給食委託会社を除く施設では、管理栄養士のみを雇用している施設が多く、特に病院では、栄養士のみを雇用

している施設は2.4%のみであり、診療所、高齢者福祉施設においても、栄養士のみを雇用している施設は2010年度に比較して、2013年度で減少していた（診療所33.3%対9.1%、高齢者福祉施設35.5%対27.7%）。

栄養士・管理栄養士を雇用している施設における1施設当たりの雇用者数を表4に示す。栄養士の平均雇用者数は、2010年度1.4±0.9人、2013年度1.7±1.1人と、2010年度に比較して、2013年度で有意に増加していた。一方、1人のみ雇用している施設が多く、2010年度は116施設（68.2%）、2013年度はやや減少したが92施設（58.2%）あった。管理栄養士の平均の雇用者数は2010年度1.7±1.5人、2013年度1.8±1.6人と栄養士に比較して、多い傾向にあったが、2010年度と2013年度では差は認められなかった。管理栄養士においても、1人のみ雇用している施設が多く、2010年度86施設（65.2%）、2013年度83施設（64.3%）あった。事業所種別でみると、高

表4. 栄養士・管理栄養士を雇用している施設の1施設当たりの雇用者数

事業所種別	年度	栄養士			管理栄養士			
		施設数 (%)	人数		施設数 (%)	人数		
			平均±標準偏差	最小-最大		平均±標準偏差	最小-最大	
病院	2010年度	12 (28.6)	2.6 ± 2.4	1 - 8	41 (97.6)	3.0 ± 2.1	1 - 10	
	2013年度	10 (24.4)	2.1 ± 1.8	1 - 7	40 (97.6)	3.2 ± 2.3	1 - 10	
診療所	2010年度	4 (33.3)	1.0 ± 0.0	1 - 1	7 (58.3)	1.1 ± 0.4	1 - 2	
	2013年度	1 (9.1)	1.0 ± 0.0	1 - 1	9 (81.8)	1.1 ± 0.3	1 - 2	
高齢者福祉施設	2010年度	39 (51.3)	1.2 ± 0.5	1 - 3	48 (63.2)	1.2 ± 0.4	1 - 2	
	2013年度	33 (50.8)	1.7 ± 1.4	1 - 6	47 (72.3)	1.3 ± 0.5	1 - 3	
児童福祉施設	保育所以外	2010年度	5 (62.5)	1.0 ± 0.0	1 - 1	6 (75.0)	1.3 ± 0.5	1 - 2
		2013年度	2 (50.0)	1.0 ± 0.0	1 - 1	3 (75.0)	1.0 ± 0.0	1 - 1
	保育所	2010年度	110 (67.5)	1.4 ± 0.6	1 - 4	30 (18.4)	1.1 ± 0.3	1 - 2
		2013年度	112 (73.2)	1.6 ± 0.9	1 - 7	30 (19.6)	1.1 ± 0.3	1 - 2
小計	2010年度	170 (56.5)	1.4 ± 0.9	1 - 8	132 (43.9)	1.7 ± 1.5	1 - 10	
	2013年度	158 (57.7)	1.7 ± 1.1	1 - 7	129 (47.1)	1.8 ± 1.6	1 - 10	
食品関連企業	2013年度	2 (40.0)	3.0 ± 0.0	3 - 3	2 (40.0)	2.0 ± 1.4	1 - 3	
給食委託会社	島根県配属 中国地区	2013年度	5 (55.5)	5.0 ± 11.3	1 - 28	2 (22.2)	6.5 ± 7.8	1 - 12
		2013年度	8 (88.9)	20.0 ± 34.0	1 - 97	7 (77.8)	14.1 ± 24.8	1 - 68

* p<0.05, **p<0.01

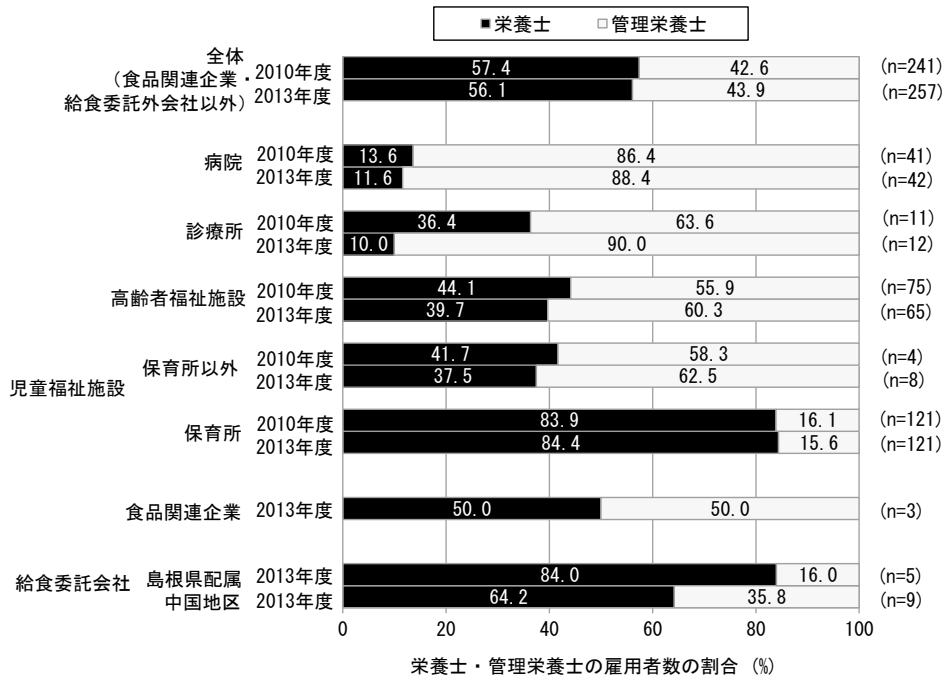


図3. 栄養士・管理栄養士を雇用している施設の栄養士・管理栄養士の内訳

高齢者福祉施設と保育所では、栄養士の雇用者数が2010年度に比較して2013年度で有意に増加していた（高齢者福祉施設1.2±0.5人対1.7±1.4人、保育所1.4±0.6人対1.6±0.9人）。一方、病院では、有意差は認められなかったが、栄養士の雇用者数が2010年度2.6±2.4人に対し、2013年度2.1±1.8人と減少傾向にあった。管理栄養士の雇用者数は、業種別にみても、2010年度と2013年度では差は認められなかった。

雇用者の栄養士、管理栄養士の内訳（雇用者数）を図3に示す。保育所・給食委託会社を除くすべての施設で、栄養士に比較して、管理栄養士の割合が高かった。また、2013年度では、2010年度に比較して、管理栄養士の割合が増加傾向にあった。特に病院、診療所では、管理栄養士の割合が高く、栄養士の割合は病院では11.6%、診療所では10.0%のみであった。

栄養士と管理栄養士の両方を雇用している施設における栄養士・管理栄養士の業務分担の有無につ

いては、回答のあった46施設中、11施設（23.9%）が「無」と回答した。業務分担がある施設の各々の業務は、栄養士では、給食管理が最も多く21施設（45.7%）、調理18施設（39.1%）、管理栄養士の補助6施設（13.0%）がこれに続いた。一方、管理栄養士では、栄養管理・栄養指導が最も多く23施設（50.0%）、給食管理14施設（30.4%）、マネジメント・管理業務が5施設（10.9%）と続いた。

2) 栄養士及び管理栄養士の採用実績について

栄養士及び管理栄養士の2008年度から2012年度の採用実績を表5に示す。島根県における病院、診療所、高齢者福祉施設、児童福祉施設における栄養士の5年間の平均採用人数は、72.6±5.1人（288施設回答）、内、保育所が57.8人（69.1%）と最も多く、高齢者福祉施設が8.6人（10.3%）とこれに続いた。採用者数の5年間の推移では、保育所の採用者数が平成24年度は大きく増加していたが、その他の施設では、ほぼ横ばいであった。管理栄養士の平均採用人数は、29.2±6.9人（288施設回答）、内、病

表5. 栄養士・管理栄養士の過去5年間の採用実績

事業所種別	回答施設数		栄養士 (人数)						管理栄養士 (人数)					
	2008 年	2011 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均 (標準 偏差)	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均 (標準 偏差)
	(平均)													
病院	42 (41.6)	41	6	6	6	4	2	4.8 (1.8)	10	7	17	11	14	11.8 (3.8)
診療所	12 (11.6)	11	1	1	1	1	0	0.8 (0.4)	1	2	3	3	1	2.0 (1.0)
高齢者福祉施設	76 (71.6)	65	9	13	7	7	7	8.6 (2.6)	5	5	7	5	8	6.0 (1.4)
児童福祉施設	8 (6.0)	3	0	0	1	1	1	0.6 (0.5)	1	1	0	1	1	0.8 (0.4)
保育所	162 (157.2)	150	55	59	53	55	67	57.8 (5.6)	7	7	10	7	12	8.6 (2.3)
小計	300 (288.0)	270	71	79	68	68	77	72.6 (5.1)	24	22	37	27	36	29.2 (6.9)
食品関連事業		5				1	2					3	1	
給食委託会社		9	2	2	2	4	3	2.6 (0.9)	2	0	3	5	3	2.6 (1.8)
		9	6	6	5	12	10	7.8 (3.0)	5	6	8	11	9	7.8 (2.4)
島根県合計	309 (299.0)	284	73	81	70	73	82	75.8 (5.4)	26	22	40	35	40	32.6 (8.2)

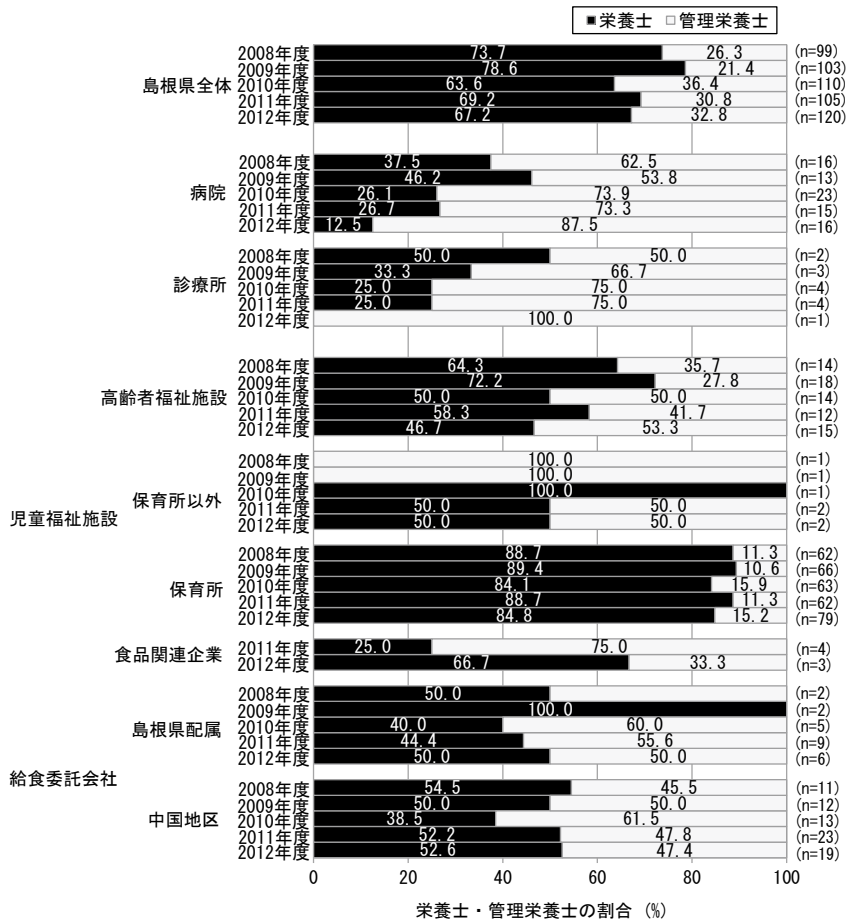


図4. 採用者数の栄養士・管理栄養士の内訳

院が11.8人 (29.2%) と最も多く、保育所が8.6人 (21.3%)、高齢者福祉施設が6.0人 (14.9%) と続いた。5年間の推移では、保育所以外の児童福祉施設を除いて、管理栄養士の採用人数は2010年度から増加傾向にあった。

採用者数の栄養士、管理栄養士の内訳を図4に示す。島根県全体でみると、2012年度で栄養士が67.2%、管理栄養士が32.8%と栄養士の採用数が管理栄養士に比較して多いが、2010年度以降、栄養士の割合が減少傾向にあった。事業所種別でみると、保育所においては、5年間変化なく、栄養士の割合

が80%以上を占めていた。保育所以外の児童福祉施設、食品関連企業、給食委託会社では、年度により、栄養士・管理栄養士の割合は、大きく変動しているが、5年間で平均すると、栄養士と管理栄養士の採用人数の割合は同程度であると推測される。一方、病院、診療所では、2010年度以降、栄養士の割合が大きく減少し、2012年度には、病院では12.5%、診療所では0%にまで減少した。高齢者福祉施設においても、同様に2010年度以降、栄養士の割合が大きく減少し、2012年度には、46.7%と減少し、管理栄養士の割合が増加していた。

採用者の雇用形態を図5に示す。島根県全体でみると、2011年度、2012年度の平均で、栄養士の34.7%、管理栄養士の28.2%が非正規採用であった。事業所種別にみると、栄養士も管理栄養士も病院、保育所で非正規雇用が多かった。病院では、栄養士は、2012年度はすべて非正規雇用であった。管理栄養士は年度差はなく、平均で36.1%が非正規雇用であった。保育所では、平均で、栄養士の37.8%、管

理栄養士の38.1%が非正規雇用であった。

3) 栄養士及び管理栄養士の今後の採用予定

今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用方針を図6に示す。全体でみると、栄養士では、「積極的に採用」、「一応採用を考える」、「状況に応じて採用する」を併せると143施設(49.7%)、「採用は考えていない」が116施設(40.3%)、管理栄養士では、「積極的に採用」、「一応採用を考える」、「状況に応じて

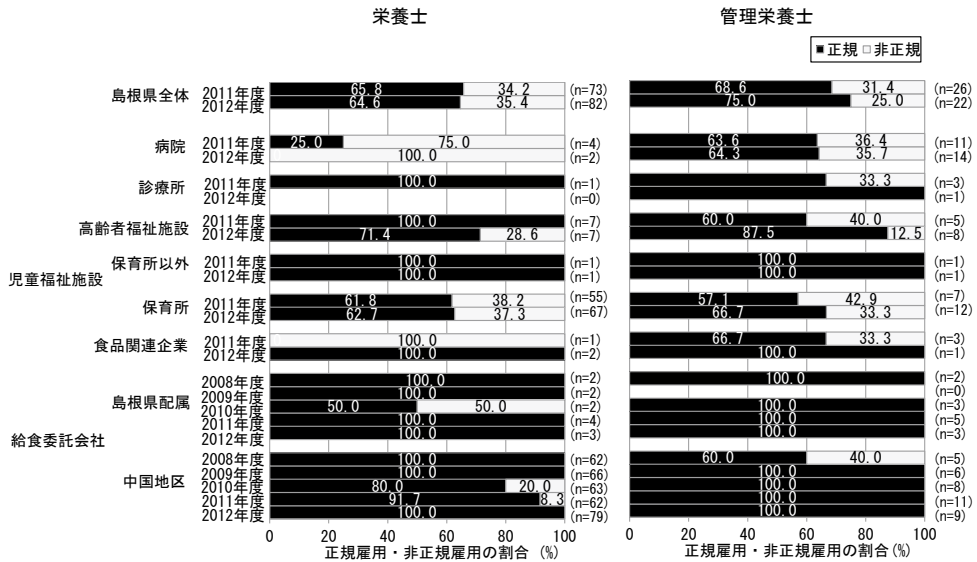


図5. 採用者の雇用形態

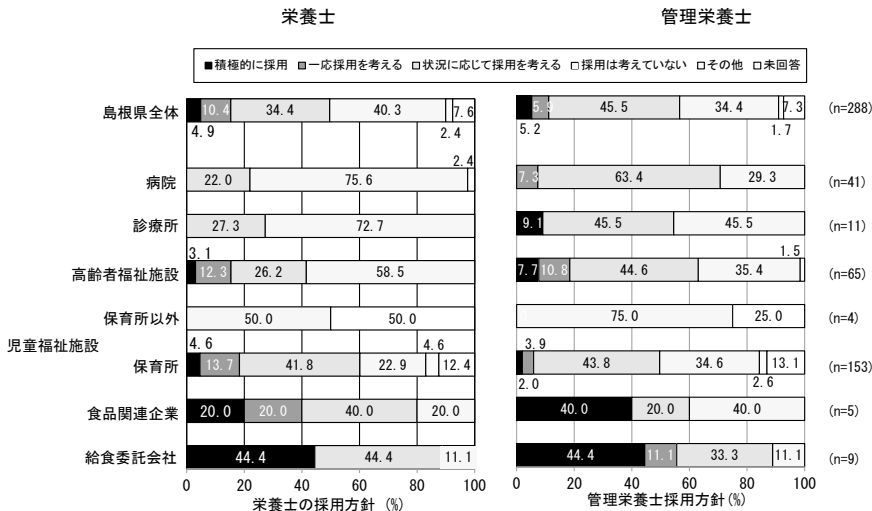


図6. 今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用方針

採用する」を併せると163施設 (56.6%)、「採用は考えていない」が99施設 (34.4%)と、約半数の施設が、今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用を考えていた。「採用は考えていない」施設は、管理栄養士に比較して、栄養士で多かった。事業所種別にみると、病院、診療所、高齢者福祉施設においては、栄養士では「採用は考えていない」施設が各々、31施設 (75.6%)、8施設 (72.7%)、38施設 (72.7%)と多かったが、管理栄養士では「積極的に採用」、「一応採用を考える」、「状況に応じて採用する」を併せると各々、29施設 (70.7%)、6施設 (54.6%)、41施設 (63.1%)と採用の意向が強かった。一方、保育所においては、栄養士では「積極的に採用」、「一応採用を考える」、「状況に応じて採用する」を併せると92施設 (60.1%)と採用を考えている施設が多かったが、管理栄養士では「採用は考えていない」施設が53施設 (34.6%)と多かった。

今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用予定数を図7に示す。全体でみると、栄養士は106施設 (37.5%)が0人、1~2人、3~4人、5~6人、7人以上を併せると66施設 (22.8%)、管理栄養士は87施設 (30.2%)が0人、1~2人、3~4人、

5~6人、7人以上を併せると75施設 (25.9%)と、栄養士に比較して、管理栄養士で採用予定施設が多かった。事業所種別でみると、保育所では、管理栄養士に比較して、栄養士の採用予定が多くが、病院、診療所、高齢者福祉施設では、管理栄養士が多かった。保育所以外の児童福祉施設、食品関連企業、給食委託会社はほぼ同程度の採用見込みであった。図7から算出した今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用予定数を表6に示す。全体でみると、栄養士の採用予定数は74~139人以上 (1年当たり14.8~27.8人以上)、管理栄養士の採用予定数は83~157人以上 (16.6~31.4人以上)と管理栄養士の採用予定数が多かった。事業所種別でみると、栄養士、管理栄養士共に、高齢者福祉施設、保育所、給食委託会社が多く、高齢者福祉施設では管理栄養士が、保育所では栄養士が多かった。給食委託会社ではほぼ同程度であった。一方、病院では、栄養士の採用予定数は3~6人以上 (0.6~1.2人以上)と少ないが、管理栄養士の採用予定数は9~18人 (1.8~3.6人)と多かった。栄養士を採用しない理由は、保育所では「充足している」と回答した施設が18施設 (62.1%)と最も多く、病院、診療所、高齢者福

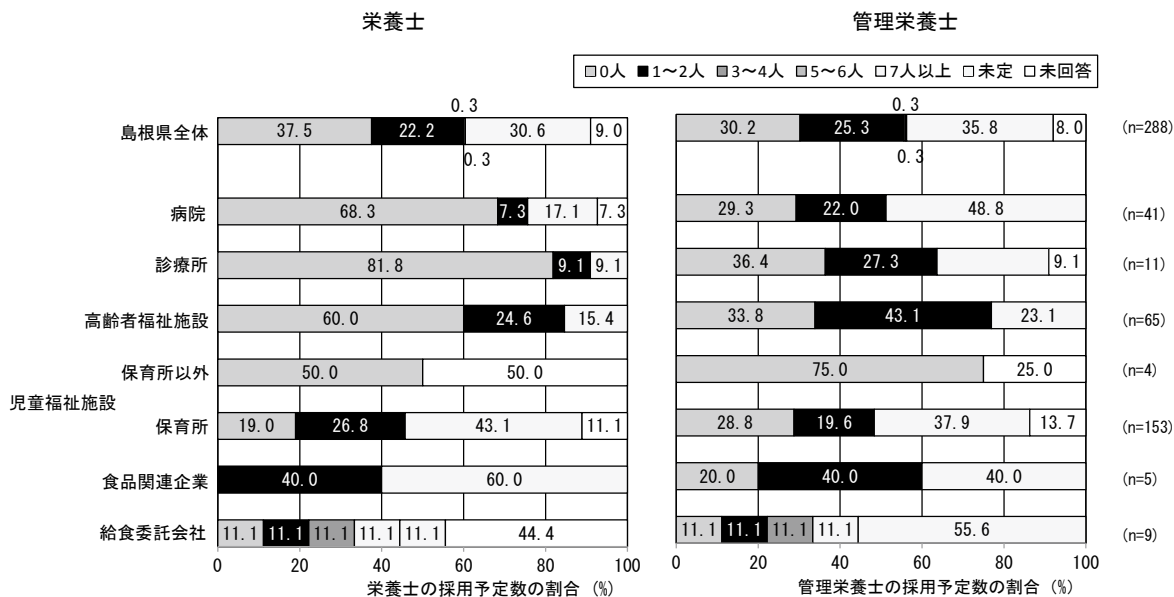


図7. 今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用予定数

表6. 今後5年間の栄養士・管理栄養士の採用予定数

事業所種別	施設数	採用予定人数(人)			
		栄養士		管理栄養士	
		5年間	1年当たり	5年間	1年当たり
病院	41	3~6	0.6~1.2	9~18	1.8~3.6
診療所	11	1~2	0.2~0.4	3~6	0.6~1.2
高齢者福祉施設	65	16~32	3.2~4.2	28~56	5.6~11.2
児童福祉施設	保育所以外	4	0	0	0
	保育所	153	41~82	8.2~16.4	30~60
食品関連企業	5	2~4	0.4~0.8	2~4	0.4~0.8
給食委託会社	9	11~13以上	2.2~2.6以上	11~13以上	2.2~2.6
全体	288	74~139以上	14.8~27.8以上	83~157以上	16.6~31.4以上

社施設では、「診療報酬、介護報酬上、管理栄養士が必要」、「管理栄養士を採用したい」と回答した施設が25施設(32.9%)と多かった。一方、管理栄養士を採用しない理由は病院、診療所、高齢者福祉施設では「充足している」が30施設(78.9%)と最も多く、保育所では、「栄養士で対応できる」、「必要ない」、「必置義務がない」が20施設(45.5%)と多かった。

4) 今後の教育課程のあり方について

今後の本学の教育課程のあり方については、自由記載で37施設からの回答があった。専門職として社会に貢献できる人材を育成するため、「キャリア教育」、「インターンシップ」、「学外実習」、「専門職となるための導入教育」等の充実を図る事が必要であるが最も多く、8施設が記載していた。続いて、栄養士・管理栄養士はより高度な専門知識と技術が求められるようになってきているため、2年間の教育では栄養士としての知識の修得は難しいので、4年制課程とすべきが6施設と多かった。その他、「他職種連携」、「コミュニケーション」に関わる科目の充実、卒業教育の充実を図るべきという記載があった。

4. 考察

栄養士も管理栄養士も雇用していない施設は2010年度に比較して、2013年度では減少していた。健康

増進法の改定に伴う特定給食施設への栄養士・管理栄養士の配置規定の変更、食育基本法の制定等により、栄養士・管理栄養士の社会的ニーズは高まっていると考えられる。栄養士も管理栄養士も雇用していない施設は保育所が多かったが、保育所においても、栄養士・管理栄養士の無配置の施設は減少していた。保育所においては、栄養士・管理栄養士の必置義務は設けられていないが、食育の推進、給食でのアレルギーへの対応等により、栄養士のニーズは高まっていると言える。栄養士・管理栄養士の雇用の内訳については、保育所・給食委託会社を除く施設では、管理栄養士のみを雇用している施設が多かった。栄養士・管理栄養士の配置規定、診療報酬、介護報酬等の変更により、管理栄養士のニーズが高まっていると考えられる。一方、1施設当たりの平均の雇用者数は増加しているものの、栄養士も管理栄養士も1人配置が多く、栄養士では約7割、管理栄養士では約6割を占めていた。栄養士・管理栄養士は、就業当初から、他職種と連携し、給食管理や栄養管理業務、食育等、多様な業務を一人で遂行していかなければいけない環境にあり、養成においては、専門的な知識や技術はもちろん、即実践に結びつける事のできる教育、専門職となるための導入教育が重要であることが改めて確認された。

栄養士と管理栄養士の両方を雇用している施設に

おける、栄養士・管理栄養士の業務分担の有無については、約8割の施設が業務分担「有」と回答し、業務分担がある施設では、栄養士は、給食管理、調理業務、管理栄養士は、栄養管理・栄養指導業務を担当していた。今後、栄養士養成課程においては、調理や給食管理を重視していく必要がある。

栄養士、管理栄養士の採用者数の内訳は2012年度では、栄養士が約7割、管理栄養士が約3割と栄養士の割合が多いが、2010年度以降、栄養士の割合は減少傾向にある。特に、病院、診療所、高齢者福祉施設では、2010年度以降、栄養士が大きく減少し、管理栄養士が多くなっていた。今後、島根県では、管理栄養士の就職先は病院、診療所、高齢者福祉施設が、栄養士の就職先は、保育所、給食委託会社が主となる事が推測される。一方、保育所では、栄養士配置施設の増加数に比較して採用数が多く、栄養士の早期離職率が高いことが推測される。保育所では、非正規雇用が多く、1人配置の栄養士が多い。業務内容も、調理、給食管理、食育と多岐に渡る。養成のあり方の検討が必要である。

今後の本学の教育課程のあり方については、専門職として、社会に貢献できる人材を育成するため、「キャリア教育」や「インターンシップ」、「専門職となるための導入教育」等の充実を図る事が重要であるとの指摘が多かった。栄養士・管理栄養士は1人配置が多い。専門的な知識はもちろんの事、他職種と連携して、即戦力となり得るよう、人間力を身に着ける事が重要である。また同時に、卒後の計画的な支援体制の構築も必要と考える。

今後は、今回の結果を踏まえて、本学の栄養士養

成課程としての教育目標、カリキュラムの検討を行いたい。

栄養士・管理栄養士に対する社会的ニーズはさらに、変化しつつある。栄養士・管理栄養士の養成は社会的ニーズを的確にとらえ、時代にあわせて変化させていく事が大切である。

本研究は2013年度島根県立大学短期大学部特別研究費の助成を受けて実施したものである。

謝辞

本研究の調査にご協力頂いた皆様に深く感謝いたします。

参考資料及び文献

- 1) 厚生労働省：「21世紀の栄養・食生活のあり方検討会」報告書，1997
- 2) 厚生労働省：「21世紀の管理栄養士等養成のあり方検討会」報告書，1998年
- 3) 平成18年度栄養士課程及び管理栄養士課程卒業生の就職実態調査の結果．全栄養協月報，566,17-84，2006
- 4) 平成23年度栄養士課程及び管理栄養士課程卒業生の就職実態調査の結果．全栄養協月報，626,9-75，2011
- 5) 名和田清子ら：島根県における栄養士・管理栄養士の社会的ニーズについての調査報告．島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要51,51-61，2013
- 6) 関係法規：栄養士法

(受稿 平成25年11月29日，受理 平成25年12月12日)